

広島県告示第七百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築について、同法第八十六条の二第一項の規定によって、認定をした。

平成二十六年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

安芸郡海田町蟹原一丁目一五七〇―一、一五七八―一

二 認定年月日及び番号

平成二十六年十二月八日

第H二十六認定通知広島建指六八号

三 認定を受けた者の住所及び氏名

安芸郡海田町上市一四番一八号

海田町長 山岡寛次